

議案第40号

三原庁舎跡地公園整備工事請負変更契約の締結について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南あわじ市条例第46号）第2条の規定に基づき、先に議会の議決に付し、工事請負契約を締結した三原庁舎跡地公園整備工事について、工事内容の一部変更を行いたいので、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 契約の目的	三原庁舎跡地公園整備工事
2 変更契約金額	305,826,400円
（現契約金額	291,940,000円）
3 今回変更による増額	13,886,400円
4 契約の相手方	株式会社坂本建設 代表取締役 安田 勝彦

三原庁舎跡地公園整備工事変更概要書

1 変更内容

公園機能の強化や現場の状況等により工事内容を変更するもので、主な変更点は防災機能を確保するためマンホールトイレの追加、健康増進を図るために健康遊具の追加、市道の通行における安全確保のためアスファルト舗装の追加、その他現場精査により増額変更するものでございます。

併せて、工事施工数量の増加に伴い一定の期間を要することから、工事完成時期を令和8年3月31日から令和8年4月30日までに延長するものでございます。

2 変更概要

	当初	変更後
1) 基盤整備		
敷地造成工	1式	1式（掘削土量の追加、土質の変更、残土処分の追加）
擁壁工	1式	1式（構造物取り壊しの追加）
2) 施設整備		
雨水排水設備工	1式	1式（構造物取り壊しの追加）
汚水排水設備工	1式	1式（マンホールトイレ2基（本体）の追加）
電気設備工	1式	1式（構造物取り壊しの追加）
園路広場整備工	1式	1式（アスファルト舗装の追加）
遊戯施設整備工	1式	1式（健康遊具1基追加）
サービス施設整備工	1式	1式（かまどベンチ4基の削減、健康遊具サイン5基の追加）
管理施設整備工	1式	1式（メッシュフェンスの高さ変更）
建築施設組立設置工	1式	1式（足場工の追加）
仮設工	1式	1式（交通誘導員の削減）
（共通仮設費）	1式	1式（ボーリング調査3箇所）の削減）

位置図



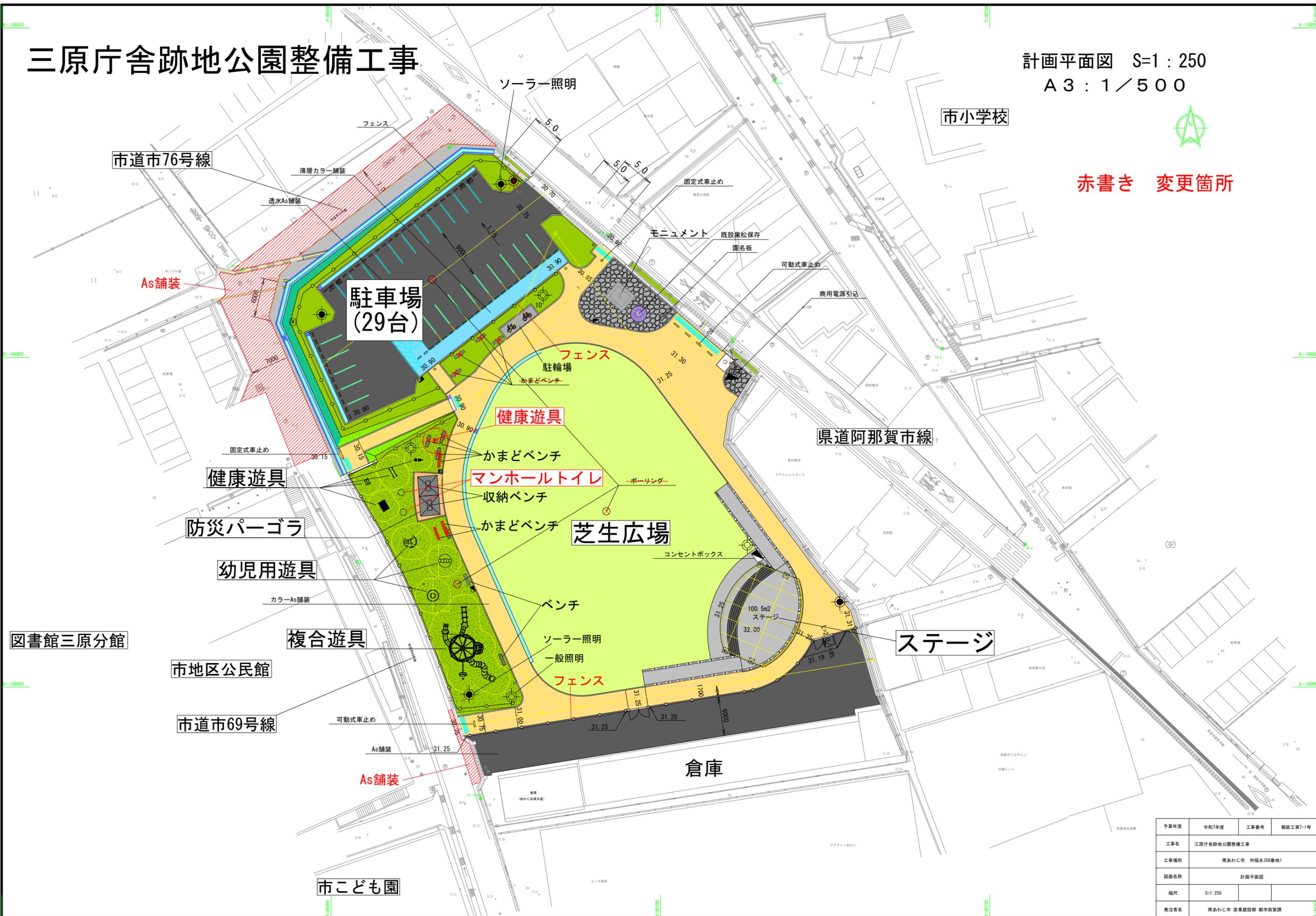
三原庁舎跡地公園整備工事

計画平面図 S=1:250

A3:1/500



赤書き 変更箇所



予算年度	令和7年度	工事番号	都政工第7-1号
工事名	三原庁舎跡地公園整備工事		
工事場所	南あわじ市 市福永356番地1		
図面名称	計画平面図		
縮尺	S=1:250		
発注者名	南あわじ市 産業建設部 都市政策課		

